

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2484号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

三位一体の改革など分権改革のゆくえは定かたではないが、憲法改正を伴うような大きな改革論議は盛んである。

そのうち現行の二元的代表制の変更を検討すべきとする論議に注目しておきたい。自治体の首長と議会議員を別個に住民が直接選挙で選ぶというのが、わが国の地方自治においては憲法九三条に規定された政府形態となっている。

九三条は、「地方公共団体の長

その他の議員及び法律の定め

るその他の吏員、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」とある。

この規定にもかかわらず、憲法改正なしに、この首長の直接公選制を廃止できると主張する現職の市長もいなくもない。昭和二十七年に東京の特別区の区長が公選ではなく



アジサイ満開 (宮崎県・都井岬)

なったケースもあるが、これは東京都が市(基礎的自治体)であるという変則的な扱いの結果であって一般化できない。昭和四十九年に改めて区長公選制が復活している。憲法改正なしに首長の直接公選制は廃止できないというべきである。

### 地方自治の政府形態の多様化

千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌

憲法で自治体の首長も直接公選制としているのは国際的にはそう多くない。地方自治の政府形態として必ず全国一律に二元的代表制をとらなければいかどつかは検討されてもよい。欧州などに広く見られるように、直接公選の地方議会議員が執行

機関(議長が首長になる)をかねる議会中心の政府形態も構想できる。二元的代表制に限らず、一元的代表制も選びうる制度に変えることも考えられる。もっと多様な政府形態のあり方をさぐってよいであろう。

その際、当然ながら、現行憲法が「地方公共団体には、法律の定めるところにより、議事機関として議会を設置する」とわざわざ規定しているように議会は不可欠である。議会は廃止して首長のみを直接に公選するようないかなる代表制は認められないだろう。議会中心主義にして、なお行政管理の専門家が必要なら、そうした総括管理者を議会が採用できる仕組みを考えることはできる。しかし、憲法改正の前に改革すべきことが山ほどあるように思う。

もくじ

活	動	山本会長が道州制論議で意見陳述 = 第28次地方制度調査会.....(2)
政	策	政府が「骨太方針2004」を閣議決定 .....(5)
政	策	地域からの日本再生シナリオ(試論) = 国土交通省総合計画課 .....(8)
情	報	カプセルNOW & NEW = 夏のイベント特集 .....(11)
随	想	今、瀬戸内海の島で ..... 広島県豊町長 長本 憲.....(13)
情	報	政策レーダー .....(15)

## 第28次地方制度調査会

## 今後の審議項目についての協議

## 山本会長が道州制論議で意見陳述



地制調総会に出席した山本全国町村会長

の都道府県でいいのかという議論になってきます。今のままで、うまくいかないでしょうから、より広範囲な行政の管轄の整理ということ、初めて道州制の議論が生まれてくるのではないかと思

います。今は都道府県―市町村が1本の線をつながら、レールの上で動いているという気がしますが、これからの時代はそれではいけないのです。完全自律というものを求めていく時代です。したがって、市町村の役割分担というものも変わってくると思います。国が本当の分権をやるといっているのであれば、都道府県に権限を移譲することになり、道州制の議論もそこから必然的に行われるようになると思います。

1、道州制のあり方について  
まず、道州制についてですが、いまは、都道府県と連携で事務をやっています。しかし、市町村が行政的にも、財政的にも自律すれば都道府県との関係は薄らいでいきます。また、国の地方支分部局

地方分権の趣旨に則り、全部都道府県に移してしまえば、新しい都道府県の形ができてきます。そうすると市町村に対する事務がだんだんなくなるようになってきます。今は、地方支分部局があるために二重行政の弊害が起こっています。この二重行政の弊害をなくし、そして、権限をすべて都道府県に移譲することにより、今まで

行政の一大改革をやるといっているのであれば、財政の議論を先にすることが必要だと思います。そのためには、税制を变えることが必要です。例えば、東京都に税収が集中していますが、稼いでいるのは地方です。しかし、税は東京に集中する仕組みになっています。この税制を生産した地域で税を払っていたら、東京に持って行かなくてもいいということになります。そして、各地方でそれをプールして、交付税のように配分すればいいと思います。で

## 山本会長発言要旨

第28次地方制度調査会（会長・諸井虔太平洋セメント（株）相談役）は、6月8日東京都内で第2回総会を開催した。本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が委員として出席した。当日は、今後の調査会の審議項目や論点が議題となった。山本会長からは、道州制の論議にあたっては、国の地方支分部局の都道府県への統合など地方分権の推進と、税制改革による市町村の自律を前提とすべきなどとする意見が述べられた。調査会は、今後、道州制や大都市制度、地方の自主性・自律性の拡大などについて審議が進められることとなる。山本会長の発言内容と調査会で了承された、「審議項目と論点」は次のとおり。

また、自律するためには、財源の問題が一番大切になって参ります。しかし財源の問題についてはあまり書かれていないようです。財源問題がうまくいかないという問題は、行政の一大改革をやるといっているのであれば、財政の議論を先にすることが必要だと思います。そのためには、税制を变えることが必要です。例えば、東京都に税収が集中していますが、稼いでいるのは地方です。しかし、税は東京に集中する仕組みになっています。この税制を生産した地域で税を払っていたら、東京に持って行かなくてもいいということになります。そして、各地方でそれをプールして、交付税のように配分すればいいと思います。で

活 動

すから、税制を抜本的に変えない限り、いくら議論しても地方の自立は生まれてこない気がいたします。審議項目の中に税の仕組みやあり方について議論することが書かれていても良かったのではないかと気がいたします。

2、大都市制度のあり方について  
それから、大都市の問題ですが、東京都の特別区というのは時代遅れではないでしょうか。特別区にするのではなく、連合制度でやればいいのではないのでしょうか。大きな都市が行政をやっているのは難しいような気がいたします。大都市で住民の意見を反映した行政をやると言っても、何百万人もいるところではとてもできないと思います。

3、事務事業のあり方と行政委員会について  
「その他」のところに小規模な市町村のあり方ということが書かれています。小規模な市町村が自律する方法はこういう考え方がありと思います。  
一つは、財源が非常に乏しいわけですから、現在、(事務事業については)国が基準や制度など決めてこうしなさいということになっているのを、選択制にして自由度を

高めてもらえばいいと思います。また、教育委員会や農業委員会というのが必置になっていますが、町村などでは実質的な権限はありません。上から流れてきたことを変更することはできません、ただ、それを実施するかということだけです。だから、教育委員会や農業委員会というのは見直しの時期にきているのではないのでしょうか。私たちは、これらの事務は一般事務でできるのではないかと考えています。選択制にするということと、もう不必要なものを見直すということを是非とも考えるべきだと思います。

第28次地方制度調査会審議項目及びその論点について

第28次地方制度調査会においては、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、  
・道州制のあり方  
・大都市制度のあり方  
・地方の自主性・自律性の拡大のあり方  
・議会のあり方  
・地方税財政制度のあり方  
・その他  
を審議項目とするものとし、それ

ぞれの項目について、概ね別紙の内容について審議を行うものとする。

その際、国と地方公共団体の役割分担に関する原則を踏まえ、  
・主要な行政分野における国と地方の役割分担の整理  
・国と地方との調整のあり方(地方に対する国の関与、国に対する地方の意見の反映等)の整理を行うものとする。

なお、別紙の内容については、今後、審議の状況等に応じ、適宜追加・変更を行うものとする。

(別紙)

1 道州制のあり方

(1) 広域自治体のあり方

広域自治体としての都道府県の現状についてどのように考えるのか。  
今後における広域自治体のあり方についてどのように考えるのか。

(2) 道州制の意義及び目的

上記(1)の検討を踏まえ、道州制の意義、目的についてどのように考えるのか。

・規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に、広域自治体としての役割、機能を十分に発揮するという観点か

ら、どのように考えるのか。  
・真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成し、地域の活性化を図るといふ観点から、どのように考えるのか。

(3) 道州制に関する基本的事項

国と道州との役割分担をどのように考えるのか。  
広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として、道州は、都道府県に代わる広域自治体として設置することとするのか。

国と道州との調整システム(道州に対する国の関与、国に対する道州の意見の反映、税財政制度等)をどうするか。

(4) 道州制の仕組み

道州の議決機関、執行機関、補助機関のあり方についてどのように考えるのか。

道州は、住民の直接公選による長と議会の二元代表制であることにより、道州の区域、設置は法律で具体的に定めるのか、都道府県の発意による手続を経て決定する法制度とするのか。

道州制の下においても、現在の都道府県の区域を単位とした何らかの組織が必要ではないか。その場合、組織のあり方をどうするか。

首都圏、近畿圏、中部圏など、

活 動



2 大都市制度のあり方

(1) 道州制における大都市制度

大都市圏における広域行政のあり方についてどのように考えるのか。現行の指定都市等のように、広域自治体との役割分担の下に大都市制度を考えるのか、それとも、特別市のように広域自治体から独立した制度を考えるのか。都の制度についてどのように考えるのか。

大都市における住民自治のあり方についてどのように考えるのか。

(2) 現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度

規模・能力に応じた権限移譲のあり方についてどのように考えるのか。中核市、特別市等のあり方についてどのように考えるのか。

大都市における住民自治のあり方についてどのように考えるのか。

3 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

(1) 法令・制度における自由度の拡大

国と地方公共団体との役割分担のあり方を踏まえ、個別法令において条例で定めることができる範囲の拡大をどのように行うのか。地方公共団体に関係のある国の

制度等に対する関係地方公共団体の意見の反映の確保のあり方について、どのように考えるのか。

(2) 地方自治制度の弾力化

長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入についてどのように考えるのか。

行政委員会制度(教育委員会、農業委員会など)をどのように見直すのか。

長を補佐する機関副知事、助役、吏員など及び組織のあり方についてどのように考えるのか。

出納機関(出納長、収入役及びこれを補助する機関)のあり方についてどのように考えるのか。

職員の兼職禁止のあり方についてどのように考えるのか。

財務に関する地方自治法の基本規定(予算、契約、財産など)のあり方についてどのように考えるのか。

議会に関する規定についてどのように考えるのか。

4 議会のあり方

(1) 総論的事項

地方分権の進展に伴い、議会に求められる役割についてどのように考えるのか。

住民の参画と議会との関係についてどのように考えるのか。

議会と執行機関との基本的な関係についてどのように考えるのか。

女性やサラリーマン等の立候補を容易にするための方策を考えるべきではないか。

(2) 個別事項

議決事項等のあり方についてどのように考えるのか。

議会の組織のあり方についてどのように考えるのか。

議員の定数、報酬(処遇)についてどのように考えるのか。

議員の兼職禁止のあり方についてどのように考えるのか。

執行機関に対する監視機能のあり方についてどのように考えるのか。

5 地方税財政制度のあり方

地方分権に対応した地方税財政制度のあり方についてどのように考えるのか。

6 その他

小規模な市町村のあり方についてどのように考えるのか。

住民自治を強化する観点から、NPOなどの諸団体やボランティア等と行政との協働関係についてどのように考えるのか。その場合、地域自治区等との関係をどう考えるのか。

人口や経済集積等において他の圏域と著しく異なる圏域について、同じ制度でよいのか。大都市等の制度との関係において道州制の制度に差異が生じるのか。(5) 国の地方支分部局との関係 国と道州の役割分担を踏まえ、国の地方支分部局のどのような権限を道州に移管するか。(6) 道州制への移行 全国一斉に道州に移行することとするか、順次道州に移行することとするのか。道州制の導入後も、一定期間、都道府県を存続させ、一定の役割を持たせるべきかどうか。

## 政 策

## 政府が「骨太方針二〇〇四」を閣議決定

「三兆円の税源移譲」明記するが  
補助金改革案づくりも要請

政府は6月4日の閣議で、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」を決めた。注目された「三位一体改革」については、小泉純一郎首相の指示を踏まえ「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す」と明記された。昨年の「三位一体改革」に対する地方側の反発を踏まえたものとみられるが、併せて地方側に補助金等削減の具体案づくりも要請した。また、地方交付税も前年と同様に「抑制する」と明記した。

これを受けて、地方六団体は「税源移譲3兆円」の明記を評価、その前提として求められた補助金改革についても「廃止すべき国庫補助負担金等の具体案をとりまとめる」との会長談話を発表した。

政府は、8、9月の経済財政諮問会議での集中審議を経て、秋に「三位一体改革」の全体像をまとめ、年末の予算編成で平成17年度の具体内容を決める。しかし、「税源移譲3兆円」をめくり、麻生太郎総務相は「3兆円が確約された」として地方六団体に「総意」の補助金改革案づくりを要請したが、谷垣禎一財務相は「補助金のスリム化も必要だ。無駄なものは廃止する」と依然歳出削減に力点を置き、竹中平蔵経財相は三年間での補助金等4兆円の削減に対し税源移譲は3兆円程度となるとの認識を示すなど、早くも閣僚間で思惑の違いをみせている。

そんな中、政府は9日、地方六団体にに対し8月20日をめどに補助金改革案の提出を要請した。投げられた「三位一体改革」のボールを、今度は全国町村会など地方六団体が投げ返す番になった。

「骨太方針二〇〇四」は、平成17、18年度を「デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長基盤の重点化を図る」ための「重点強化期間」と位置づけ、同期間の改革課題に、「官から民へ」「国から地方へ」への徹底、「政府部門の改革」(官の改革)、「民間の成長力強化の改革」(民の改革)、「人間力」の抜本的強化、「持続可能な安全・安心」の確立を挙げた。また、経済活性化に向けた重点施策に「地域再生」「雇用政策・人材育成施策の新たな展開」「新産業創造戦略の推進・市場環境の整備・発展基盤の強化」を挙げた。

## ●「地方交付税の抑制」も明記

「官から民へ」「国から地方へ」への徹底では、郵政民営化の着実な実施、規制改革・民間開放の積極的推進、地域の真の自立、について言及。うち、「三位一体の改革」については、「地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行政システムの構築」につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年

秋に明らかにし、年内に決定する」とした。その際、「地方の意見に十分耳を傾ける」ことも盛り込んだ。

その上で、「全体像」には「平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の具体案の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む」とし、そのため「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す」と、税源移譲の額を明記した。併せて、「その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する」ことも盛り込んだ。

さらに、国庫補助負担金改革については、「税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施」することともに、「国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する」ことも盛り込んだ。財務省の「税源移譲ありき」では地方財政の膨張を抑制できなくなるとの警戒心を反映した内容といえる。なお、税源移譲の具体内容については、「三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税へ本格的な税源移譲を実施する」とした。その際、「公益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討する。合わせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う」と、国・地方の税制改革の具体的方向性も明記した。

地方交付税については、「地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳

政 策

出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する」とした。その一方で、「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること」も盛り込んだ。また、「地方団体の効率的な行政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する」としたが、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する」と、税源移譲されても税源の少ない町村への配慮も盛り込んだ。

●合併推進や道州制の検討も

このほか、「地域の真の自立」では、『地域主権』の推進を図るため、必置規制や義務付けなど国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を求めるとともに、「条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて地方の裁量権を拡大すること」を盛り込んだ。同時に、事務事業のアウトソーシングや公の施設を民間事業者が管理する指定管理者制度の積極的活用、地方公営企業の民営化・民間譲渡・民間委託など地方行政改革の必要性を強調。併せて、地方公務員の給与等についても、その適正化を強力に推進するとし、「地域の民間給与の状況をより的確に反映し決定できるよう、人事委員

会機能の強化などそのあり方を見直す」とした。このため、国に対しその参考となる指標の整備を求めた。

また、地方分権の推進、地域の再生・活性化を図るには住民に身近な自治体である市町村の行政基盤を強化することが不可欠だとし、「市町村合併を引き続き強力に推進する」とした。さらに、「地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる」とし、いわゆる北海道の「道州制特区」について、「地域からの提案を受け止めつつその趣旨を活かす推進体制を整える」と、政府内での推進体制の整備を明記した。

●地域再生へ補助金改革も

「官の改革」強化では、「予算制度改革の本格化」として、平成17年度予算から重点化する予算全てに成果目標を明示し、各府省は目標の達成状況を公表するとともに事後評価するとした。さらに公会計の整備に取組み、平成18年度から連結財務書類を「年次報告書(仮称)」として公表するとした。また、国債・地方債に関する説明責任と民間有識者による助言のための会議を創設するとともに、平成18年度に予定されている地方債発行の協議移行までに適切な公的債務管理のあり方を検討するとして、行政改革(国)では平成17年度末を期限とする行政改革大綱のその後の取扱いの検討に着手するとしたほか、地域における給与の官民格差を踏まえて地域における国家公

務員給与のあり方を早急に見直すとした。また、「民の改革」推進では、将来の人口減少や少子高齢化の下での経済社会の更なる発展のための戦略、日本経済21世紀ビジョン(仮称)を経済財政諮問会議で平成16年度中にとりまとめるとした。

また、「人間力」の抜本的強化では、国・都道府県・市町村・独立行政法人等が実施している雇用関連事業についてワンストップ化を進めるとしたほか、「教育現場の活性化」では、教員の給与や人員・配置に関する現行法の規定について、平成18年度までに検討し結論を得るとした。また、「地域の創意工夫を活かし、学校の自由度を高めるため、平成16年度を目標に、教育委員会の改革と合わせ、教育内容等に関する校長の権限強化と学校の外部評価の拡充に向けた方針を示す」とした。一方、「持続可能な安全・安心」の確立では、社会保障制度の総合的改革として、平成16年中に、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付のあり方、公的に給付すべき範囲のあり方、各制度間の調整のあり方、制度運営のあり方等について論点整理を行い、重点強化期間内を目標に結論を得るとした。

「地域再生」については、政府の地域再生本部が決定した「今後の地域再生の推進に当たった方向と戦略」に基づき、地域再生本部で更なる施策の展開を積極的に図るとし、知恵と工夫の競争のサポート・促進、自主裁量性の尊重、縦割り行政

市町村長特別セミナー  
受講者募集中

市町村アカデミーでは、来る7月29日(木)30日(金)の2日間下記のとおり市町村長特別セミナーを開催します。今回は、地域経済の活性化と地域雇用の創造が市町村にとって重要な課題であることから、「地域再生の方策」を重点テーマとしています。受講をご希望の方は、7月16日(金)までに市町村アカデミーに直接お申し込みください。なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

記

- 1、日時 平成16年7月29日(木)12時30分から  
30日(金)12時30分まで
- 2、講演 「地域再生の方策」  
福島学院大学学長 下平尾 勲氏  
「観光立国の時代における地域づくり」  
国立民族学博物館文化資源研究センター長・教授 石森 秀三氏  
(7月30日金)  
「多自然居住地域の創造」  
早稲田大学教育学部教授 宮口 伺迪氏  
「都市と農山村の交流ヒジネス」  
特定非営利活動法人 田沢湖ふるさと  
ふれあい協議会理事長 田口 久義氏  
講演テーマ等については、変更する  
場合があります。
- 3、締切 7月16日(金)
- 4、申込書を受理した後、決定通知と併せて必要な事項を連絡します。  
参加費 10,000円  
(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)
- 5、申込及び問合せ先  
市町村アカデミー 研修部  
問合せ先 〒261 0025  
千葉市美浜区浜田1 1  
電話 043 276 3126  
FAX 043 276 5251  
研修の概要やカリキュラム等は同アカデミーのホームページでご覧いただけます。(http://www.jamp.gr.jp)

政 策

の是正、成果主義的な政策への転換  
 民間のノウハウ、資金等の活用促  
 進 について、府省横断的なものも  
 含めて補助金改革等を行い、持続可  
 能な地域の再生につなげるとした。  
 特に、自主裁量性の尊重では、地域  
 再生のモデルとなる主要政策テーマ  
 として地域観光の活性化、産学連  
 携、環境共生、地域福祉・介護、I  
 T化、バリアフリー化などを位置づ  
 け、テーマごとに連携すべき施策を  
 パッケージ化するとともに、地域再  
 生の推進に資するよう地域の視点か  
 ら補助金改革を推進し、既存の補助  
 金を見直し、地域が自主裁量性の高  
 い資金を未来への投資として、透明  
 な選定プロセス、複数年度執行、成  
 果の評価なども念頭に国民に説明で  
 きるような形で戦略的に活用できる  
 仕組みを構築するとした。

●平成17年度も歳出改革路線を堅持

「骨太方針二〇〇四」では、以上の  
 改革・重点施策を指摘した上で、「経  
 済財政運営と平成17年度予算のあり  
 方」に言及。うち「中期的な経済財  
 政運営のあり方」では、「歳出改革路  
 線」を堅持し、「改革と展望」に沿っ  
 て「平成18年度（二〇〇六年度）ま  
 での政府の大きさ（一般政府の歳出  
 規模のGDP比）が平成14年度の水  
 準を上回らない程度とすることを目  
 指す」とし、「二〇一〇年代初頭にお  
 ける国と地方合わせた基礎的財政収  
 支の黒字化を目指す」とした。その  
 上で、平成17年度について「集中調

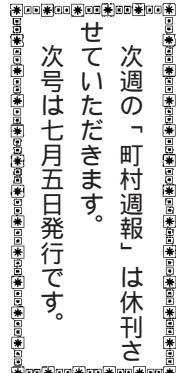
整期間後の『構造改革の仕上げ』と  
 『新たな成長』に向けた重要な予算  
 だと指摘し、「義務的経費を含めて  
 歳出を厳しく見直し、重点課題に  
 対してメリハリのある配分を行うな  
 ど、持続可能な財政の構築と予算の  
 質の向上を目指す」とした。

その上で、地方財政については、  
 三位一体の改革を推進し「国の方針  
 と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹  
 底した見直しを行い、地方財政計画  
 の規模の抑制に努めるとともに、引  
 き続き交付税の算定方法の簡素化に  
 取り組む」としたほか、社会保障に  
 ついては概算要求段階・予算編成段  
 階で、社会保障関係の自然増を放置  
 することなく、介護、生活保護、医  
 療その他の制度改革等に取り組み公  
 的給付の見直しを行うことで抑制す  
 るとした。また、公共投資について  
 は景気対策のため大幅な追加が行わ  
 れていた以前の水準を目安に、選択  
 と集中の観点からさらなる重点化・  
 効率化を推進するとともにコスト縮  
 減を図るとした。教育については、  
 義務教育に関する地方の自由度を拡  
 大し、地方公共団体や地域住民の知  
 恵・工夫が一層活かされる仕組みと  
 するため、義務教育費国庫負担制度  
 の改革を推進するとした。

（自治日報記者 井田正夫）

次週の「町村週報」は休刊さ  
 せていただきます。

次号は七月五日発行です。



麻生総務大臣手紙文

「経済骨太の方針二〇〇四」におい  
 て麻生総務大臣が留意した点につい  
 て次のとおり都道府県知事、都道府  
 県議会議長、市区町村長、市区町村  
 議会議長に対し手紙が送付された。

拝啓 皆さん方には、「ご健勝に  
 て、地域の発展と住民の福祉のた  
 め、日々ご努力をいただいているこ  
 とと存じます。

さて私は、日本が元気になるため  
 には、地域が元気にならなければ、  
 と考えています。そのためには、住  
 民の身近な皆さんが、住民に必要な  
 行政サービスを自らの権限と責任で  
 選択できるような、地域主権を強め  
 なければなりません。

私は、皆さんが平成十六年度の  
 予算編成以来、政府に対し不安や疑  
 問に思っていることに応えるため、  
 四月二十六日の経済財政諮問会議  
 に、私の考え、いわゆる「麻生プラ  
 ン」を提案しました。

この提案を受けて、先般「経済骨  
 太の方針二〇〇四」を閣議決定しま  
 した。私が意を用いたポイントは、  
 次の通りです。

まず、来年度の地方財源総額につ  
 いてです。

今年度当初予算において、地方交  
 付税などの総額が減少し、予算編成  
 にご苦労をかけた。当然、危機  
 的狀態にある地方財政を健全化する  
 ため、今後とも歳出の見直しは必要  
 です。しかし、来年度にあっては、  
 地方団体が安定的に財政運営ができ  
 るよう、必要な一般財源の総額を確

保することを明記しました。

次に、税源移譲についてです。  
 今年度は、国庫補助金の廃止額一  
 約一兆円)に対し一般財源化の額約  
 四千五百億円)が少なく、このご批  
 判がありました。そのため、「税源  
 移譲は概ね三兆円規模を目指す」と  
 明記しました。

平成十八年度までには、所得税か  
 ら個人住民税への本格的な基幹税に  
 よる税源移譲を実施いたします。そ  
 の際には、地域間の偏在を抑えるた  
 め、個人住民税の税率をフラット化  
 する方針です。

そして、皆さんに、国庫補助負担  
 金改革の具体案を、取りまとめてい  
 ただくことになりました。各省の議論  
 がなかなか進まないおそれもあり、  
 国が一方的に決めるのでなく、先ず  
 地方団体の意見をお聞きすることに  
 しました。

言うまでもなく、三兆円規模の税  
 源移譲は、その具体的提案にかかっ  
 ています。それを受けて、本年秋に  
 は、三位一体改革の全体像を明らか  
 に致します。

私としては、今後とも、日本を元  
 気にするため、全力を尽くす所存で  
 あります。

皆さん方におかれても、地域経営  
 の視点に立って工夫を凝らし、地域  
 を元気にされることをお願いいたし  
 ます。

末筆ながら、皆さん方のご活躍を  
 お祈りいたします。 敬具

平成十六年六月十一日

総務大臣 麻生 太郎  
 市区町村長 殿

# 地域からの 日本再生シナリオ(試論)

「多様な主体による地域づくり戦略研究会」報告書

国土交通省総合計画課

国土交通省の「多様な主体による地域づくり戦略会議」(座長・高嶺麗澤大学教授)は、このたび「地域からの日本再生シナリオ(試論)」(市民自治に基礎をおく戦略的地域経営の確立に向けて)と題する報告書をまとめた。

報告書は、財源が限られている中で、地域が取り組むべき課題について、何を諦め、何を優先するかは住民同士で検討しなくては決定ができません。報告書には多様な主体が参画した地域づくりを進める上での留意点や具体的取組事例が盛り込まれており、また、今後の行政や首長に求められる役割、住民や地域リーダーに求められる資質などにも言及している。

国土交通省は、同報告書が今後、国土審議会などにおける議論で参考にされるとともに、市町村との間で積極的な意見交換が行われる起爆剤になることを期待している。

## 地域からの 日本再生シナリオ(試論)

### 1、本研究会の趣旨

住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らして活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、地域づくりを実践していく形態が、最近では「地域経営」と呼ばれ、市民自治のあり方として注目されている。国土計画上も、各地での多様な主体による地域づくりを基盤として、国土が総合的に利用、開発、保全されていくことが不可欠であり、新たな国土計画体系の構築においても、そうした地域づくりの現場を踏まえて対話を重ねていく必要となっている。

本調査は、「多様な主体による地域づくり戦略研究会」が、上記の観点から地域自立のための具体的な枠組みのあり方について、委員の自由な議論を尊重する形でその課題、論点について「試論」として取りまとめたものである。今後、国土審議会などでの検討における参考とされるとともに、市町村などとの間で積極的な意見交換がされていくことを期待する。

### 2、報告書概要

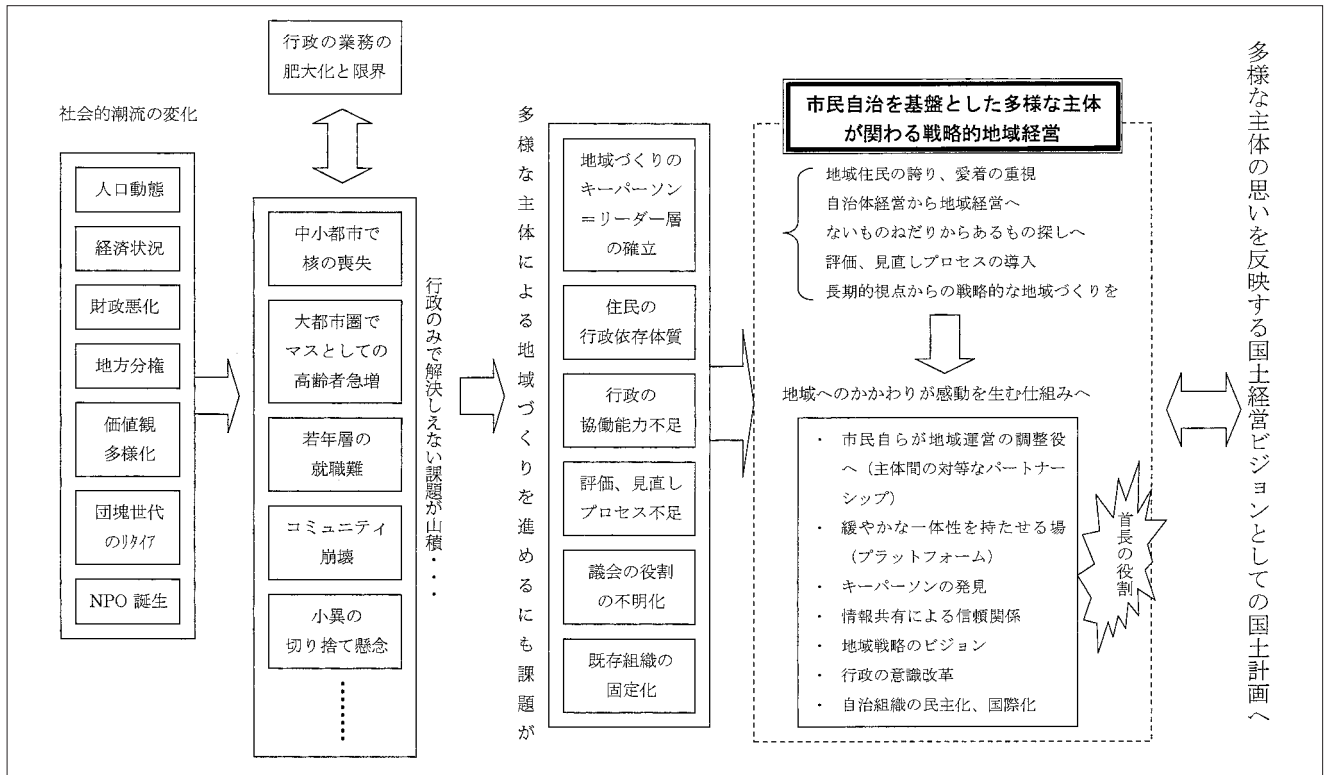
(1) 戦後、経済成長を続ける中で、ほぼ一貫して行政の業務は拡大してきた。これは行政による「公共独占」と市民の「お任せ民主主義」を生んだ。しかし、地域を取り巻く環境は、行政または一部の関係者のみではとても解決しえない課題が山積している。中小都市の核の喪失、中心市街地の空洞化は行政や商店主だけの問題ではなく、顧客として訪れていた周辺都市住民、ロードサイドショップの事業者、気軽に買い物ができなくなる高齢者など、多岐に渡る。高齢者福祉然り、若年層の就業問題然り、子育て環境然り、コミュニティ崩壊然り、である。まさに多様な主体が関わる形で地域づくりを進めなければ地域は立ち行かなくなっている。総花的に多様な主体の要求に応えていく地域づくりは不可能になっている。

(2) こうした中、市町村の多くも多様な主体による地域づくりの重要性は強く認識しており、従来の自治組織、事業者団体、婦人会などの伝統的組織等に加えて、特に「住民一人一人」、「NPO」に大きな期待を寄せている。しかし、住民の行政依存的性質、行政の協働能力不足、縦割り意識、事業者の関心の薄さなどが課題として浮き上がっており、またヒアリングでも行政とNPO、NPOと企業のパートナーシップのあり方、そして市民参画社会における議会の役割などが問題視されており、地域づくりに関する課題は実に広範かつ複雑になっている。

(3) では、なぜ今、多様な主体が一緒に地域づくりを進める必要があるかと考えると、以下の4点が挙げられる。一方では財源のパイが縮小し、他方では住民の要望がふくらんでいる状況下、地域として取り組むべき優先的課題を行政がいくらかご用聞きのように地域内を駆け回っても捉えきれなくなっていること、なにを優先しなにを諦めるかを住民同士で検討しあわずして決められなくなったこと、顧客主義にもとづき行政が提供するサービスだけの効率化を追求しても行政コストの削減に過ぎず、行政主導の地域づくりという点では大差ないこと、それでは地域力のある強い市町村にはなれず、全国的な人口減少、財政悪化の中、さらなる人口減、雇用機会の消失、土地資産価格の下落などの負のスパイラルに入ってしまった、地域の分断化を助長し、地域の存亡が危ぶまれること、市町村合併の結果、均質的な市町村が増えるのでは、逆に地域の個性・特徴が失われ、重要



政 策



な利害関係者である住民の地域への愛着、アイデンティティを失い、地域への帰属意識を失いかねないこと、多様な主体が地域づくりに加わることが新たなアイデアを生み、長期的に地域の「やる気」と「熱気」を沸き起こすこと、である。

(4) 既に多様な主体が一緒になって地域づくりを積極的に進めている地域を見ると、物事を考える座標軸そのものが大きく変わりつつあることに気づく。それは、経済活性化を軸とした地域づくりから住民の誇り、愛着を重視した地域づくりへ、顧客主義から発した自治体経営から主体間の役割分担と協働による地域経営へ、ないものねだりからあるもの探しへ、やりっぱなしから評価・継続の見直しへ、そして短期的視点から長期の100年先を見据えた視点への大きなシフトである。

(5) 今後、多様な主体が一緒になって地域づくりを進めるためには、以下の点が不可欠となる。すなわち、自立した市民層の確立、実行と責任を明確化した協働の場(プラットフォーム)の設置、そうしたプラットフォームを舞台に様々な利害関係者のアイデアを吸い上げ、地域の様々な主体のやる気とエネルギーを引き出し、そこに一つの運動を巻き起こすために効果的な連携を実現するコーディネーター役としてのキーパーソン、様々な主体の関係を「信頼」で繋ぐための情報共有、地域づくりの主役から一歩下がった黒子として様々な関係者に支援を惜しまな

**中央三井信託銀行**  
 ●遺言相談 ●不動産 ●ローン ●相続運用の総合コンサルタント

**相続、安心。**

自分の意思どおりに遺産を継承したい。

遺言書作成のお手伝いから  
 遺言書の保管  
 遺言の執行まで  
 ご意思を確実に実行いたします。

中央三井の遺言信託

詳しくは窓口までお問い合わせください。  
 中央三井信託銀行 営業企画部 財産管理業務センター  
 TEL.03-5232-3331 〒105-8574 東京都港区芝3丁目33番1号 露出第7号

い行政などである。それは決して地域に「仲良しクラブ」を作ることではない。戦略的に地域経営が行える経営組織へと地域が変革する必要がある。

(6) そつした地域になるためには、何よりも行政が変わらなければならぬ。市民の目線から課題を考え、市町村職員も一人の市民として市民とともに歩む心構えが重要である。特にこれまでのアンチ役所の人達は地域に熱き思いを持ち、行政の対応の遅さを歯がゆく感じてきた人達である。その熱意と迅速さを地域に活かさない手はない。対立関係を乗り越え、心を割って地域を如何にしていくかを語りあうことから始めるべきである。また、地域のサイレントマジョリティにも、無関心層とともに行政の対応の悪さに諦めを感じてい

## 政 策

た層、年配や重鎮によって仕切られてきた社会の中で自由に発言出来ない層といった人達も多く存在する。この人達の「思い」を表明してもらえ、その仕組みを作り、地域づくりの楽しさを多様な人々に広げていくこと(共鳴)こそが重要である。(7)特に首長たる市町村長には、行政のトップとして行政職員が市民と対等な関係で付き合つことができるよう職員の意識改革を進め、市民とは積極的に情報を共有し、声なき市民の声にも耳を傾けることなどが強く求められる。また、議会についても議員一人一人が「市民として市民参画の輪に入っていく、自らも地域づくりに参画して当然である。また、議会自体も、多様な主体による地域づくりが声の小さな主体の声をすくい上げるような仕組みになっているかどうかをチェックしつつ、多様な主体と連携し、市民総意の利益を反映するように尽力することが求められている。

(8) そうした地域の取り組むべき優先課題を明確化し、それに最も適した人材を有機的に結びつけて実行していく中で、人々は新たなつながり、コミュニケーション、組み合わせを生み、信頼関係を構築していく。また、新たなアイデアも生まれ、それに共鳴する人達が集まる。そうした取り組みを共有する評価軸で見直し、改善する中で更に強い地域を作り上げていくことができる。この継続的かつ戦略的な地域経営こそが地域を真の市民自治社会へと高

めていくことになる。

(9) なお、報告書第3章では、地域づくりを多様な主体とともに行う場合のヒントを整理した。それゆえ、地域の戦略策定することに課題を感じている市町村は、「(3)戦略策定」の部分を、住民を地域づくりに巻き込むことに課題を感じている市町村は「(2)巻き込みなどを参考にしてもえればと考えている。また、大都市圏に散見される「コミュニティ・連帯感の薄い地域」、全国的に見られる「住民の行政依存意識の強い地域」、地方圏で多く散見される「既存組織の影響力の強い地域」などに対しては、それら地域が直面するであろう問題をケース毎に整理し、考えられる対応策を例示した。(10)一方、市町村レベルで縦割り意識が強く協働意識が薄い理由として、法律、補助金、財政、計画と各省庁の縦ラインの重視がしばしば挙げられてきた。またその中で、国、県、市町村といった縦の関係ができたこととも問題視されてきた。今後は、真の市民自治の確立のため、市町村は、国に対してこうした縦の関係を強要するようなことがあれば、これを指摘し、生活実感から発した課題へ対応できる制度への変更を迫る新たなチャレンジが求められている。現場からのこうした改革こそが、国、国土の在り方を根本から変えていく推進力となる。その結果、始めて国土計画も多様な主体の思いを反映した国土経営ビジョンへと変革していく。

## 山本会長、町村の役割と

ふるさととの重要性を訴える  
ふるさとと回帰支援でシンポジウム



山本全国町村会長

山本会長からは、日本の国家形成は町村が原点であり、都市の存立は町村の存立が前提となること、そして、町村は自然環境の維持や食料供給など、人間の生存に不可欠な重要な役割を担っているといった意見が述べられた。

また、ふるさとのない人生は寂しく、ふるさとがあるからこそ世代間のつながりが保たれているとふるさととの重要性を訴えた。

さらに、全国町村会としても「ふるさとと回帰・循環運動」を全面的に支援する意思を表明し今後の活動に対する期待を述べた。

この他、山本会長、伊達岩泉町長や広瀬古座川町長からは、それぞれの町の特色や農林業などに従事する都市から転入してきた人の暮らしなどが紹介された。そして、町村ではいつでも都市や他の地域から移り住んで来た人々を大いに歓迎し、賢沢を望まなければ、十分に暮らして行けるだけの準備が整っていることを、会場に詰めかけた参加者に訴え、ふるさとへの回帰を呼びかけた。

特定非営利活動法人「100万人のふるさとと回帰・循環運動推進・支援センター」(立松和平理事長)は、6月11日東京・大手町のJABビルで設立1周年を記念したシンポジウム「ふるさとから都市生活者に訴える!」を開催した。(同センターの運動には本会をはじめ地方六団体が後援している。)

シンポジウムには、農山漁村の立場から、本会の山本文男会長(福岡県添田町長)のほか、伊達勝(福岡県添田町長)のほか、伊達勝(山形県岩泉町長)、広瀬征彦和歌山県古座川町長らが出席した。

情 報

カプセルNOW&NEW

夏のイベント特集

カプセルNOW&NEW

おっぱいまつり

北海道  
知内町

町では、8月14日に恒例の「おっぱいまつり」を開催する。雷公神内の乳神と呼ばれる御神体の杉にまつわる故事にちなんで行われている伝統のまつりで、おっぱいみこし、おっぱいねぶたが繰り出す。

このまつりは、「知内雷光まつり」の一環として行われているもので、知内ソーラン踊りや雷鳴「地獄太鼓」、雷光の舞「ねぶた行列」などのほか、大型哺乳瓶による牛乳サーブス、大鍋による山海元気鍋のサーブスなど、様々な催しが行われる。サマーカーニバル実行委員会（知内商工会内）  
01392(5)5340

猿ヶ石川下り  
アドベンチャーレース

岩手県  
東和町

町は、町のシンボルとなつている猿ヶ石川を会場に、長円形のゴムボートで川下りのタイムを競う「猿ヶ石川下りアドベンチャーレース」を8月22日に開催する。

同レース実行委員会が主催し、町教育委員会が後援して実施しているもので今年18回目。レースは2人1組で参加し、男子ペア、女子ペア、男女ペア、親子ペアの4部門で行い、各部門1〜3位を表彰する。

東和町教育委員会生涯学習課  
0198(42)3255

真夏の雪まつり

福島県  
榎枝村

村は、8月7日〜8日の2日間、尾瀬檜枝温泉スキー場で「真夏の雪まつり」を開催する。冬に積もつた雪を融けないように保存し、真夏に雪遊びを楽しむでもらうユニークなイベントで、今年12回目を迎えた。

当日は、雪上運動会や雪上花火大会、尻滑りジャンプ大会、TVキャラクターショー、ピアガーデンなど盛り沢山のアトラクションを実施。スキー・スノーボードでの滑走はできないが、全日、そりコースを無料開放し、そりの滑走が楽しめる。尾瀬檜枝温泉観光協会  
0241(75)2432

南部の火祭り

山梨県  
南部町

町は、富士川河川敷を舞台に夏の夜空を炎で焦がす壮観な祭典と知られる「南部の火祭り」を8月15日に開催する。

火祭りは神を招き祖霊を呼ぶ目印とした民間信仰の一種とされ、盆の送り火や川施餓鬼、虫送り兼ねて行われてきた伝統の儀式。富士川両岸約2kmに百八に及ぶ円錐形のたき火の山を並べる「百八たい」をはじめ、「大松明」「投松明」「灯笼流し」の4つの行事で構成され、夏の一大風物詩となっている。

南部町産業観光課  
05566(4)3111

妙見社夏まつり

兵庫県  
千種町

町では、妙見社夏まつり実行委員会が主催し、町の三大祭のひとつになつている「妙見社夏まつり」を7月24日に千種南小学校グラウンド等で開催する。

午前中はグラウンドゴルフ大会や神事を実施。午後7時から特設ステージで、千種太鼓の演奏や踊りの披露、漫才や歌謡ショー、抽選会などが繰り広げられ、エンディングに400発の花火が打ち上げられる。千種町ふるさと振興課  
0790(76)2210

リバーサイド  
フェスティバル

広島県  
河内町

町では、まちおこしイベント実行委員会主催し、7月25日に棕梨川河川敷や河内町民運動場で、「第15回リバーサイドフェスティバル」を開催する。

放流された約4000匹の鮎のつかみどりが楽しめ、つかまえた鮎はその場で焼いて食べることが出来る。特産の鮎飯や宇山そばが味わえる食の広場や、川の中で番号のついた石を拾うて行う抽選会、水中すべり台や水辺教室など多彩な催し、アトラクションが行われるほか、町や近隣町村の特産品販売なども実施され、川を舞台に一日中楽しむことができる。

河内町企画課  
082(437)1110

きなはいや伊方まつり

愛媛県  
伊方町

町は、7月24日、25日に伊方中学校グラウンドや同体育館、伊方町民会館などを会場に「きなはいや伊方まつり」を開催する。同まつり実行委員会主催し

行うもので、四国最大の酒造技術集団・伊方杜氏にちなんだ杜氏の里の酒まつりと食の祭典や、和太鼓の競演、きなはいや市場、活魚のつかみどり、花火大会などを実施。25日には町制40周年を記念して制作した「伊方讃歌」に振りをつけた「伊方おどり」で、役場付近の町道などを中心に踊り歩く。伊方町商工観光課  
0894(38)0211

一ツ瀬川  
くじらの川下り大会

宮崎県  
佐土原町

町では、まちづくり団体・佐土原くじら会が組織した実行委員会主催し、町や宮崎県、隣接市町村などの後援で、8月22日に「一ツ瀬川くじらの川下り大会」を開催する。

一ツ瀬川の約5kmのコースを、くじらの形態をした自作のいかだで下っていくタイムレースで、1チーム2人以上で参加。タイムのほか、いかだのデザインや河川の愛護・浄化への思いなども選考基準にして採点し、総合得点の1〜3位を表彰する。

佐土原くじら会事務局  
0985(74)0831

# 地域農政研修会のご案内

- 主 催 全国市町村農業農村振興対策協議会
- 日 時 7月22日(木)午後1時より23日(金)午前12時10分まで
- 場 所 全国町村会館2階ホール
- 参加者 市町村長、農政担当者等
- 参加費 無料
- 申込み 各都道府県協議会事務局(各都道府県町村会事務局等)
- 問い合わせ 全国町村会経済農林部(電話03-3581-0485)



## 研修内容・講師等

### 「食料・農業・農村基本計画の見直しと今後の展開方向」

農林水産省大臣官房企画評価課長 皆川 芳嗣氏

食料・農業・農村基本計画の見直しについては、品目別の価格・経営安定政策から、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革、環境保全を重視した施策の推進と、食料安全保障や多面的機能の観点からの農地等の地域資源の保全のための政策の確立を中心にして、検討が進められている。

今回の基本計画見直しの実質的な責任者である皆川課長から、現在の検討状況についてご講演を頂く。

### 「BSE、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策について」

元農林水産省家畜衛生試験場長 柏崎 守氏

BSEや鳥インフルエンザなど、最近の家畜伝染病の流行は、かつて経験したことのない状況にある。これら代表的な家畜伝染病のみならず、家畜伝染病についての基礎的な知識や人体への影響、さらには感染ルートの解明や感染防止対策など、これまでの研究や成果を踏まえて、柏崎元場長に今後の我が国の畜産のあるべき姿についてご講演を頂く。

### 「人と自然の豊かな関係」

青森大学社会学部教授・エッセイスト 見城 美枝子氏

見城先生は、21世紀は「水と土の時代」を提唱しておられ、食糧自給率70%に向けていくには、農業のプロフェッショナル意識の向上、今後の農業の株式会社化は未来型である、今までの都市生活・企業社会での生活方法・生活観を持ってきた人が多面的な農業との関わりをどのように持てるかが、今後の重要なキーポイントになると訴えら

れている。

見城先生には、先生のごようなお考えを中心にご講演を頂く。

### 「中山間地域振興対策について」

中山間地域等直接支払制度の成果と課題について

東京大学大学院助教授 小田切 徳美氏

小田切先生は、農業・農村地域政策が専門で、特に中山間地域等直接支払制度については、同制度の創設時から委員として検討委員会に参画、また現在審議中の現行制度の評価・検証を行う「中山間地域等総合対策検討会」にも委員として参画されている。現行制度に対しては、耕作放棄の防止や創意工夫を活かした協定を結んで各集落が地域を活性化する「地域力」の醸成等を高く評価されている。

小田切先生には、この制度の成果と今後の課題についてご講演を頂く。

### 「不可能を可能にする人生論」

一人の健康から地球の未来まで

(株)赤塚植物園代表取締役社長 赤塚 充良氏

赤塚社長は、三重県の出身で昭和31年からアメリカで3年間の農業研修を経験。帰国後、昭和36年に赤塚植物園を創業。以来、三重県のさつき振興、洋ランの組織培養技術の開発など日本の園芸振興に尽力。現在、水の機能を変える画期的なFFCテクノロジーの幅広い普及と実用化に取り組まれている。昭和58年には、農林水産祭・園芸部門で天皇杯を授与され、平成3年に黄綬褒章を受章された。

赤塚社長には、社会貢献を最大の経営理念として掲げられている社長のお考えと、これまでの足跡を中心にご講演を頂く。

随 想

今、瀬戸内海の島で



島 長 憲  
廣 島 町 本  
豊 長

随 想

豊町の大長地区は、瀬戸内海のほぼ中央に位置する大崎下島の東側にあります。地元の祭礼でも「大長よいとこ東を受けて、みかんばかりの山と谷」と歌われていますように、島の頂上まで開墾した段々畑一面に、みかんを栽培する島であります。見上げるばかりの急傾斜地に植栽されたみかんは、「大長みかん」として高い評価

を受け、近隣の島々にも出作りをするなど大きく農地を拡大して繁栄してきました。児童文学者の椋鳩十氏は、全島がオレンジ色に色付く秋の様子と合わせて「黄金の島」と評しています。しかし、昭和30年代以降はオレンジの自由化や嗜好品の変化などによりダメージを受け、衰退の一途をたどっています。そうしたみかん産業の衰退を押し止めるために、

農地をイノシシ被害から守ろうと集落共同で防護策を設置したり、新品種への転換を図るなど現状を乗り切るために苦闘をいたしています。

そうした状況にある島の南東側には、御手洗地区がありま

みかんと家並み



す。その御手洗は、

江戸時代中頃発達した沖乗り航路により、北前船の寄港地として、栄えた港町であります。「離れ島でも御手洗は港よ、軒の下まで船がつかく」歌い継がれているように、天然の良港であった御手洗沖に、風待ち・潮待ちのために多くの船が停泊をし、かなりの栄華を誇っていた様子が伺われます。

そうした史跡が残っている御手洗地区を、観光地として再興できないか、平成2年に観光資源調査をいたしました。その結果、史跡個々の評価は低いものの、広島大学建築意匠学鈴木充教授によると「江戸・明治・大正・昭和の各時代の家屋が混在した建造物群として、地域全体の風情を含め歴史の流れを映し出している。」との高い評価を受けました。点で捕らえるよりも面で捕らえることにより、その評価が一変したのであります。住民の皆さんにとっては、大変な驚きでありましたが、平成6年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたのです。

今回の選定は、住民が主体的に展開した運動から発生したものではなく、いわゆる行政主導で進めたものであります。地元郷土史家の木材吉聡氏を中心に歴史の勉強会や観光客に対するボランティアガイドが始まり、住民の中からも保存地区への選定をチャンスに町興しをしようと、重伝建を

新刊紹介

「基礎からわかる自治体の財政分析」

出井 信夫 著

学陽書房

2000円(本体価格)

「失われた10年」が過ぎ、2000年以降の分権改革を経た今、自治体は新たな岐路に立たされている。「平成の大合併」が進められる一方で、国が推し進める三位一体改革も税源移譲額は「概ね3兆円」と明記されたものの、交付税や補助金改革の具体案はまとまっておらず、先行きは今もって不透明である。

本書は、このような状況を踏まえつつ、「地域経営」「自治体経営」の視点に立った自治体財政分析の手法を提示している。財政危機を見抜くのに不可欠な財政分析・診断の手法が基礎から整理されており、さらに自治体の将来を見据えた財政シミュレーションの具体的な方法や作業過程が、わかりやすく解説されている。巻末資料の「歳入科目」「歳出科目」等の各種推計表を用いれば、実際にシミュレーションを構築することも可能だ。

行政運営は、合併とは無関係の自治体はもちろん、合併後まもない自治体、また現在合併協議中の自治体においても最重要課題のひとつであることは間違いない。合併後の先を見据えた自治体の行政計画を策定するためのエッセンスを基礎から実践までフォローしてくれる本書は、町村の企画財政担当者には欠かせない一冊となるだろう。

随 想

考える会」が発足しました。史跡の美化運動への働きかけや地元の文化活動をより効果的にしていくために、活動している雅楽の演奏会や俳句会の記念イベントを催すなど、地域ぐるみの取り組みとなってきました。

さらに「住民みなガイド」を指して開催する御手洗史の勉強会へ参加するなど、より能動的な動きも見られるようになりました。会長の長浜要悟氏によると、『「住民みなガイド」の活動により、住民が観光客に接することを厭わなくなり、知っている範囲で、自分の町を「語る」ようになってきた。』自分の町のことを語ることで、自分の町に誇りを持つことであり、「語る」材料を自分で見つけることが、地元の歴史を知ることであり、文化を継承することになっていく。』とその成果を強調されています。



軒下の「一輪挿し」

行きたい。

せんが、住民を巻き込んで、さしあたり何かをしている。島が瀬戸内海にあります。市町村合併後の新市の中でどのような展開ができるのか、島嶼部を連絡する架橋の開通により本土と陸続きになつた後、島がどう変貌して行くのか、その行く末を見届けて

又、昨年からは、女性会員の発案で各家の軒下を「一輪挿し」で飾るといふボランティア活動も始まりました。町並みの雰囲気が一変し、より心を和ませるようになってきました。これとてもお客さんのためにするのではなく、自分たちで島を作り、花を育て、それを空き家にも飾って楽しんでる女性グループが誕生しました。まさに『青い鳥』は目の前にいたのです。自分たちも楽しみ、観光客にもほっとしてもらえらる町づくりが、その目指すところであります。先人の築き上げてきた「大長みかん」にこだわりながら、その転換や時代の流れに苦闘しているみかん産地と、過去の歴史を財産にして新たな一ページを開こうと果敢に挑戦している地域を、合わせ持つ島があります。まだまだ、どんな花が咲かせようとするのか、どんな花が咲くのか、見通せていませんが、住民を巻き込んで、さしあたり何かをしている。島が瀬戸内海にあります。市町村合併後の新市の中でどのような展開ができるのか、島嶼部を連絡する架橋の開通により本土と陸続きになつた後、島がどう変貌して行くのか、その行く末を見届けて

**建設工事保険**  
**旅行傷害保険**  
**自治会活動保険**  
**各種損害保険・生命保険**

全国町村会総合賠償補償保険制度  
 全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

株式会社 **千 里** (ちさと)

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社7社  
 生保 = アリコ・ジャパン

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)

福島 024( 558 )2980	三重 090( 1549 )8824	徳島 088( 624 )1603	宮崎 0985( 32 )2789
神奈川 045( 453 )7663	兵庫 078( 362 )7812	福岡 092( 632 )9714	沖縄 098( 862 )2627
山梨 055( 237 )5135	奈良 0744( 29 )8281	佐賀 0952( 29 )3145	
北海道 011( 272 )8677	新潟 025( 386 )9306	長崎 095( 823 )9583	
青森 017( 738 )2346	長野 026( 237 )2285	熊本 096( 359 )1766	
宮城 0224( 33 )2725	岐阜 0583( 84 )0012	山梨 083( 928 )7886	大分 097( 536 )4711

情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 少子化社会対策大綱まとまる

政府は、少子化社会対策会議（会長・小泉首相）で、「少子化社会対策大綱」をまとめ、六月四日に閣議決定した。

同大綱では、少子化の流れを変える政府の取組みの視点として、若者の自立が難しくなっている状況を変えていくこと、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を見直すこと、生命を次代に伝え育むことや家庭を築くことの大切さの理解を深め、地域や社会全体で子育てを支えることを挙げている。

こうした視点を踏まえ、重点課題として、若者の自立とたくましい子どもの育ち、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、子育ての新たな支え合いと連帯を設定して、当面の具体的な行動目標として二十八項目を掲げた。

その内、「子育ての新たな支え合いと連帯」の施策として、就学前の児童の教育・保育の充実、放課後対策の充実、地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実、地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流の促進、児童虐待防止対策の推進、特に支援を必要とする家庭の子育て支援の推進、行政サービスの一元化の推進 - 等を挙げている。

今後、同大綱に盛り込まれた施策について、平成十六年中に施策の具体的な実施計画（新新エンゼルプラン）を策定する。

## 「国土の総合的点検」まとまる

### 国土審議会

国土審議会調査改革部会は、このほど「国土の総合的点検」を取りまとめた。これは、国土全般の現状を明らかにし、国土の利用、開発及び保全に関する課題についての調査審議を総括、報告として取りまとめたものである。

報告では、国土づくりの転換を迫る潮流として人口減少・高齢化、国境を越えた地域間競争、環境問題の顕在化、財政制約、中央依存の限界の五つの課題を挙げている。この中央依存の限界では、今後、地方分権に対して高まる地方の期待を踏まえ、国と地方の関係を見直し、地域の自主性、個性の発揮を重視した新たな協調関係をいかに構築するかが重要な課題であるとしている。

そして、これらの課題の解決のために目指すべきは、「多様な地域特性に応じた、効率的な経済社会活動、豊かで安全な生活、美しく快適な環境、を実現する世界に誇れる優れた国土」であるとしている。

戦後の国土政策を貫く理念であった「国土の均衡ある発展」についても、その理念は継承するとしても、国民に分かりやすく共感できる理念に再構築すべき時期にきているとし、国土構造としては、都道府県を越える規模から成る地域ブロックの形成を全国的に展開、その中で「選択と集中」を進め、拠点都市圏、産業集積、交通拠点等へ資源を集中させることで、地域ブロック全体を牽引することが重要であるとしている。

## 「新産業創造戦略」を報告

### 産業構造審議会

経済産業省の産業構造審議会は、この程、今後の国内の産業構造の転換を図る指針となる「新産業創造戦略」を策定し、中川大臣に報告した。戦略では、現在の経済環境について、「新規事業に係る設備投資が活発化するなど明るい兆しが見られる」とする一方、「日本のものづくりにおける技術的リードは僅かで、人材や文化も放っておけば衰える」と危機感を示している。

その上で、「三本柱の包括的な産業戦略」として、強い競争力を活かして世界で勝ち抜く先端産業群、社会の変化に対応した市場ニーズに因應する産業群、地域再生を担う産業群 - を掲げ、については、情報家電、「健康福祉」、「ビジネス支援サービス」など戦略七分野の国内市場規模を二〇一〇年までに約三〇〇兆円（現状二〇〇兆円）に拡大することを目指すとしている。

また については、「地域資源に関する確かな認識」、「地域内の横のネットワークの育成」、「産学連携の充実」等の課題の解決によって地域経済は活性化するとし、地域再生の産業分野として、地域を基盤としたバイオ・医療、ITなどの先端産業、ものづくり産業の新事業展開、地域サービス産業の革新、地域ブランドの確立等による食品産業の高付加価値化 を示している。同戦略は、中川大臣によって経済財政諮問会議に報告された。

# アテテネ。



1等・前後賞合わせて

## サマージャンボ3億円

1等 2億円 / 前後賞 各5千万円 / 2等 1億円

2004年市町村振興宝くじ 7/12(月)発売 発売期間: 7/12(月)~7/30(金)  
抽せん日: 8/10(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。 財団法人全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議長会/全国町村議会議長会

この夏、最大のドラマをあなたに。